

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（2件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 60歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和5年5月31日

4 処分理由

令和2年10月12日から令和4年6月28日までの間に、当時勤務校において、複数の当時同校生徒を指導した際、生徒を罵る発言、生徒の人権への配慮が欠けた発言等の不適切な発言を複数回行うなどした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 44歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和5年5月31日

4 処分理由

令和4年5月下旬頃の日、勤務校において、当時同校第1学年男子児童を指導した際、カッターナイフ等を右手に持つなどするとともに不適切な発言を行った。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）